

## 金曜コラム - スポーツ基本法の制定案

### - ジュ・ソンテク (慶熙大学校体育大学兼任教授)

国内でスポーツ制度を全体的に規律する国民体育振興法は、大きく三度の変化を経た。まず、1962年9月17日に「国民体育振興法」が制定されたもので、これは1950年代末以来、登場した政治・社会改革の要求と、軍事政権による1960年代初め生活体育活性化よりは国家主導型のエリート体育育成政に策重点を置いて運用された。第二に、1981年西ドイツバーデンバーデンで開催されたIOC総会で、1988年のソウルオリンピック誘致に成功し、これを支援するために国民体育振興法は全部改正(1982.12.31)された。第三に、法文章の用語などが難しく、国民の日常的な言語生活との距離があるという指摘が多く、難しい用語を簡単に簡潔に整理するために全部改正(2007年4.11)された。他にも、国内でのスポーツを規律する国民体育振興法は、52年の間に合計44回(2019年5月現在)にかけて改正されてきた。それにもかかわらず、国民体育振興法は急速に変化するスポーツ環境を満たしていないだけでなく、スポーツ権を国民の基本権に昇華させていないという指摘は、スポーツ界で着実に提起されてきた。

国内憲法で国民のスポーツ権を主張できる関連条項は、自由権的側面から第10条(人間の尊厳と幸福追求権)と第21条(集会結社の自由)と、社会権的側面から第31条(教育権)、第34条(人間らしく生活する権利)、第36条(保健権)などがある。特に憲法第34条第1項「すべての国民は人間らしい生活をする権利を有する」は規定を中心に、同条第2項で国は社会保障と社会福祉の増進に努める義務を負う。スポーツの権利を具体化する法律という観点から見ると予算に根拠がなく、また、体育施設が欠如している場合、そのための請求手段がない。例えば、スポーツの権利が憲法上に直接規定された特定の法的権利の立場であれば、予算の法的規範性、一般的に認定を受けるための最高法規である憲法に拘束されるのは当然で、政府の法的義務として文化的に必要とされる最低限度の予算が優先的に配分されるべきである。このようなすべての点で実質的に国民体育振興法の限界が存在している。ただ、地方公共団体で当局との交渉をするとき、ある程度の有効性を持っている場合でも、国民のスポーツの権利を実質的に保障を受けるためには、最終的に改正または新しい法律の制定が必要である。これについて国会でもスポーツ基本法のための立法が試みられているが、まだ進展がない状況である。

スポーツ基本法試案(案)の主な内容としては、①基本法の制定の目的と基本法が目指す理念、②国民が保証されるべき権利と国、自治体と体育団体の責務の明確化、③国家スポーツ政策樹立及び執行の体系化、④分野別振興対策と国、自治体、スポーツ団体の遵守事項、⑤スポーツ倫理と紛争調整など、⑥南北及び国際交流の活性化、⑦体育の政治的中立性を保証、などを挙げることができる。

上記スポーツ基本法試案(案)①の目的は、わが国で初めてのスポーツ権を実情法に規定し、これを権利として宣言したものである。スポーツ権の存在を確認するとともに、後にスポーツ権を制度的に保障して行く方向性を提示したと見ることができる。スポーツ権の規定は、憲法10条で保障している「幸福追求権」をスポーツ次元でスポーツを行う人の生命と自由が権利として保障されなければならないという点で、スポーツ権の基本的な方針を明確に提示していると思う。しかし、①の内容で理念の主な内容は、㉠民主社会の発展、㉡健康的な生活の質の向上、㉢国と地方自治体の役割、㉣差別のないスポーツ活動、㉤

公平性などを挙げることができる。

スポーツ権の国際的な動向をみると、1975年に欧州のスポーツ閣僚会議の「スポーツフォーオール (Sports for All)」憲章と1978年の国連ユネスコ (UNESCO・国連教育科学文化機関) 総会の「体育とスポーツに関する国際憲章」、「オリンピック憲章」、その他人権宣言に関する諸規定があるため、スポーツ基本法試案でも、これを参考にして明示することが望ましいと考えられる。特にこれに関連し、国際的なスポーツに関する規定を分類してみると、次の6つのである。イ) スポーツをする権利、ロ) スポーツに参加する権利、ハ) スポーツの無差別平等、ニ) スポーツの自由、ホ) スポーツの工程、ヘ) スポーツの安全である。特にスポーツに関する権利は、スポーツ基本法の理念を明確にすることが重要である。したがって基本理念の内容をより包括的かつ具体的に補完して提示することが望ましい。

特にスポーツ用語については、検討が必要であると判断される。現在、中国では、囲碁も知能スポーツとして文化省で管轄しており、韓国でも2016年の第97回全国体育大会から正式種目として参加している状況である。

上記スポーツ基本法試案(案)②は国家と地方自治体は、国民のスポーツ権利保障のために責務を定めている。しかしスポーツに関連した条件整備について国と地方自治体がどのような責任と権限を分担すべきかについては明確ではないという点である。また、スポーツ団体(大韓体育会など)の義務が必要である。例えば、自主運営と自主財源の確保や同好会会員の確保や選手たちの人権のために具体的な義務などを条文化することが望ましいと思う。一方では、スポーツ基本法でスポーツ団体についての内容を削除することも検討が必要である。

これまで国内のスポーツ環境は生活体育、専門体育、学校体育に断絶化・分節化された状態で成長してきた。様々な問題を量産してきた。したがって条文でスポーツ振興に統一して相互に有機的に成長して行くことができる生態系を用意する制度的な法的装置が必要である。特に選手の規定は、別に定めることが望ましいと思う。

今後、国民のスポーツ権としてスポーツ基本法が成功的に定着するための様々な課題を投げかけている。スポーツ基本法試案(案)が単に理念立法で終わらないためには下位法令やスポーツ法の体系を整備して関連する施策を講じて提示することが必要である。

最後に、スポーツ基本法を制定するための検討課題として、現実的に存在している国民体育振興法に基づいて改正案を推進する方が望ましいか、それとも新たなスポーツ基本法を制定した方が望ましいかについての戦略的な判断が要求される。一方では、スポーツ基本法の立法化のために議員の超党派的なアプローチも重要だが、国民の共感を形成していくことも重要であると考えられる。

## 01 KBS 2019.5.29

### 【“このXX、まっすぐ走るな!”... 少年体育大会人権は「児童虐待レベル」】

(訳注: XXは伏字だが「野郎」か?生徒の名前か?)

国家人権委員会のスポーツ人権特別調査団が去る25日と26日、「第48回全国少年体育大会」(以下、少年体育大会)の現場調査を実施した後、明らかにした調査の結果です。去る25日~28日に行われた今回の少年体育大会では、小・中学生選手1万2千人と役員5000人など計1万7千人の関係者が参加しま

した。人権委は学生選手たちの人権侵害の状況を調べるために、15個の体育館で実施された12種目の競技場を観察し、選手たちの宿泊施設の状況等を確認しました。

#### ■「このXX、まっすぐ走るな！」 「それが試合と言えるか！」... 督励と暴力の間

小・中学生若い選手たちは試合で遅れを取ったり、負けたりという理由でコーチや監督から怒鳴られ、悪口、暴言、人格の侮辱を受けなければなりません。試合中および作戦タイム、試合終了後を選ばず、これらの行為が「慣行的に」続いていたと人権委が明らかにしました。もちろん、一般的な観客や保護者、他の選手と指導者が見守る中で公然と行われたことです。人権委は次のような行為を問題として指摘しました。

人権委は「他の人々が見ているときにもこれらの叫び声と悪口が続くのは、このような行動が問題だと認識していなかったもの」とし「子供に対する暴言が当たり前に日常化した‘コーチング’や‘激励’行為として認識されているようだ」と指摘しました。

#### ■女子小中学生ら「モーテル」合宿... 女性保護者なしで男のコーチが引率

学生選手のほとんどは競技期間中に「モーテル」形態の宿泊施設に滞在しました。男性コーチが女子選手を引率しながら女性保護者が同伴しないこともありました。事前訓練を含めて最大一週間までモーテルに滞在する状況。人権委は女性保護者がいない場合は性暴力事件の予防や対処が難しいと判断しました。さらに、このような宿泊施設の中にはいわゆる「ラブホテル」のインテリアになっているモーテルが多かったです。浴室のドアが無く浴槽がそのまま見えるなど、児童が宿泊するにはとても不適切な場所です。人権委は、性暴力を予防するためには「女子選手同伴時に女性保護者同伴必須」などのガイドラインが必要であると判断しました。これにより、大規模な児童・青少年の行事と関連した「児童適合宿所標準」などのガイドライン作りを検討しています。

#### ■人権委「国家代表選手を扱うように子供を扱い... 児童虐待レベル」

この他にも競技場の周辺で「不要な」物理的な接触が複数回目撃されました。一部の男性審判やコーチが女子学生の首や肩を抱いて移動するとか、何人かの競技委員が規定とは異なり中学生選手の腰をつかむなどです。人権委は「スポーツの過程での物理的な接触は訓練、教育、励ましの行為と混同される特徴があり、これを口実にした性暴行事例が多い」とし「不必要な物理的な接触は最小限に抑えなければならない」と指摘しました。

また、しっかりとした脱衣施設を備えず、児童選手が自動車やトイレ、廊下、スタンドなどで服を着替える姿が目撃されました。先日、体育会は少年体育大会で「スポーツ人権相談センター」申告相談業務を案内し促進すると明らかにしたが、これらの活動は全く確認されませんでした。

人権委は少年体育大会が児童人権の死角地帯にならず、児童・青少年のための「スポーツの祭典」という教育的意味を生かすことができるよう、人権状況を継続的に監視する予定です。「人権保護ガイドライン」などのガイドラインも用意すると明らかにしました。

スポーツ人権特別調査団のチェ・ウンスク事務官は今回の現場調査結果について、「コーチや監督が小・中学生の若い選手たちを、まるで（大人の）国家代表選手のように対している」とし「あまりにも多くのコーチや監督たちから不適切な「児童虐待」行為が発見され、残念だった」と言いました。

出典：<http://news.kbs.co.kr/news/view.do?ncd=4211026&ref=A>

## 02 京畿日報 2019. 5. 28

### 【 京畿道障がい者体育会、全国第 1 号監査チーム作る 】

京畿道障害者体育会が各種不正と不条理を根絶するために、全国 17 の市・道障がい者体育会初の監査システムを構築します。道・障がい者体育会は 28 日、水原コンベンションセンターで監査関連部署の新設や役割についての規定の改正のために 2019 年度臨時理事会を開催します。

道・障がい者体育会の「監査専担機関運営案」は、▲事務局と道内体育団体の会計・行政などの監査計画策定とモニタリングの実施 ▲道・障がい者体育会の役職員の不正調査および監査 ▲市・郡障がい者体育会と加盟団体の監査 ▲体育団体の 4 大暴力予防教育や苦情相談などを中核骨子として含んでいます。道・障がい者体育団体の予算・組織など外形的な規模は大きくなっている傾向ではあるが、監査のための独立した機構部材で各種不正と不条理の予防・監視機能が脆弱なのが実情です。実際去る 14 日、抱川市体育会のスタッフが大会出場費と訓練手当などを横領した疑いで警察の捜査を受けました。市体育会側は通帳出金明細の調査など、独自の調査を通じて A さんが体育大会出場費と訓練手当の名目で支給された時に補助金（2017 年分）のうち、3 億 7 千万ウォンを横領したと把握しています。道・障がい者体育会側でも、市体育会に支給した補助金が約 7 千万ウォン相当であることが分かっています。

昨年 12 月末には仁川市障がい者体育会副会長が「バドミントン」コートを私的に数回使用した事が論議となった事があり、過去 2017 年 12 月には、議政府市体育会幹部が契約社員にパワハラをして波紋が起きたりするなど、全国的に監査システム不在による大小の事件・事故が後を絶たないです。

障がい者スポーツ界の不条理と不条理を予防・改善し、紛争を調整・仲裁し、障がい者体育の責任と公共性強化のために関連した制度づくりはもちろん、専担機関が必要だという声が毎回提起されたので監査専担機関を設置するというのが道・障がい者体育会側の立場です。これに道・障がい者体育会は、監査分野専門の担当者を配置する方針です。監査チームは、チーム長とチームメンバーなど計 3 人で構成されるということです。

オ・ワンソク事務次長は「毎年、公企業の評価では内部監査、すなわち自己専門監査組織の必要性が指摘されてきたし、実際、監査機能の不在で加盟団体と市・郡監査が適切に行われず、従業員及び関係者の汚職・不正が後を絶たない」とし「これを改善するために、独立した監査活動を展開する監査担当部署が必要だと考え、今回の理事会を通じて監査担当員を確保して、実質的な監査活動を行って道民の血税が無駄に使われないようにする」と明らかにした。

出所：<http://www.kyeongin.com/main/view.php?key=20190527010011233>

## 03 京郷新聞 2019. 5. 27

### 【“初打者に四球与えたら 500 万ウォン”八百長提案のブローカー懲役 6 ヶ月に】

プロ野球斗山ベアーズの李ヨンハ選手（22・写真）に八百長を提案した容疑で裁判にかけられたブローカーが実刑を宣告されました。27 日法曹界によると、ソウル中央地裁刑事 7 単独ホン・ギチャン部長判事は、国民体育振興法違反の疑いで起訴された大学生イム某氏（22）に懲役 6 月を宣告しました。

裁判所は「プロスポーツへの信頼を損ない、関連選手や野球ファンに大きな衝撃を与えるなど罪質が悪質である」と指摘しました。イム氏は昨年 4 月 30 日、斗山ベアーズ野球団所属選手の李さんに電話をかけ

て「先発投手として出場し、最初の打者に四球を与えれば 500 万ウォンを与える」と言って、プロスポーツ選手に不正な請託をして供物を提供する意思を表示した疑いを受けました。

国民体育振興法第 14 条の 3（選手などの禁止行為）は、プロスポーツに対応する運動競技の選手・監督・コーチ・審判及び競技団体の役職員は、運動競技について不正な請託を受けて財産や財産上の利益を得たり要求又は約束したりしてはならないと規定しています。

裁判所はイム氏が他の犯行で執行猶予期間であるにもかかわらず、自粛せずに追加で犯行を犯したという点を考慮して刑を定めました。イム氏は昨年 4 月 5 日ソウル中央地裁において詐欺罪で懲役 6 月、執行猶予 2 年を宣告され、同月 13 日に刑が確定しました。イム氏はプロ指名を受けられなかった首都圏高校の投手出身であると伝えられました。

李ヨンハ選手は勝負操作の提案を受けましたが、すぐに球団に自主申告し、昨年韓国野球委員会（KBO）から報奨金 5000 万ウォンを受け取りました。李選手は税金を引いた褒賞金 3900 万ウォン全額を母校と病院に寄付しました。韓国プロ野球選手協会は、李選手を 2018 プレイヤーズチョイスアワード、今年の選手賞の受賞者に選びました。

出典：[http://news.khan.co.kr/kh\\_news/khan\\_art\\_view.html?artid=201905271200041&code=940301](http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201905271200041&code=940301)

## INFOMATION

体育市民連帯 ソウル市 瑞草区 瑞草洞 1485-3 スンジョンビル 305 号

체육시민연대 서울시 서초구 서초동 1485-3 승정빌딩 305 호

Tel : 02-2279-8999、E-mail : [sports-cm@hanmail.net](mailto:sports-cm@hanmail.net)

ホームページ：<http://www.sportscm.org/>

日本語訳：佐藤好行 新日本スポーツ連盟 国際活動局 韓国担当 [jr1fep@gmail.com](mailto:jr1fep@gmail.com)